

## 【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |  |
|---------------------------|--|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月17日  |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 三和交通株式会社(法人番号1011501009453) 代表者 太田 祥平  |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都荒川区南千住3-12-6<br>(本社営業所) 東京都荒川区南千住3-12-6   |
| (4)行政処分等の内容               | 文書警告   |
| (5)主な違反事項                 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項   |
| (6)違反行為の概要                | 令和2年6月17日、駐車違反があった旨東京都公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3 点   |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月23日   |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 有限会社Buick(法人番号6010802018910) 代表者 鈴木 将也  |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都大田区久が原2-6-1<br>(本社営業所) 東京都大田区久が原2-6-1                                    |
| (4)行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止(10日車)   |
| (5)主な違反事項                 | 道路運送車両法第48条   |
| (6)違反行為の概要                | 令和1年8月22日及び令和1年9月26日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点                            |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月30日   |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 吉澤 三郎   |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都足立区<br>(営業所) 東京都足立区  |
| (4)行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止(33日車)、輸送の安全確保命令   |
| (5)主な違反事項                 | 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項  |
| (6)違反行為の概要                | 令和元年5月31日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条第3項)、(2)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月30日   |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 七福交通株式会社(法人番号3010601003488) 代表者 橋本 英晴   |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都江東区亀戸8-26-10<br>(本社営業所) 東京都江東区亀戸8-26-10  |
| (4)行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止(17日車)   |
| (5)主な違反事項                 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項  |
| (6)違反行為の概要                | 令和元年9月24日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2点  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月30日   |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 有限会社信栄サービス(法人番号1010402009447) 代表者 増本 敦                              |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都港区芝浦4-5-9<br>(本社営業所) 東京都大田区西糀谷4-2-18-101                   |
| (4)行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止(20日車)   |
| (5)主な違反事項                 | 道路運送法第20条   |
| (6)違反行為の概要                | 令和元年9月10日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2 点              |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日               | 令和2年6月30日   |
| (2)事業者の氏名又は名称             | 有限会社稲毛構内タクシー(法人番号7040002001226) 代表者大越一朋   |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県千葉市美浜区高洲1-19-2<br>(本社営業所) 千葉県千葉市美浜区高洲1-19-2  |
| (4)行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止(50日車)   |
| (5)主な違反事項                 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項  |
| (6)違反行為の概要                | 令和元年10月4日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7)違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点<br>当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5点  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)